

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5) (2 7 . 3 定)			
日 時	平成 2 7 年 9 月 1 5 日 (火)	開 議	午後 3 時 3 0 分
		散 会	午後 8 時 2 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、佐々木副委員長、秋元・高橋（龍）・斉藤・鈴木・ 酒井（隆行）・中村（吉宏）・川畑各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤委員、鈴木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、民主党、新風小樽、自民党の順といたします。

公明党の質疑の前に、先日の答弁について市長の答弁をお願いいたします。

○市長

改めまして、9月14日の答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

秋元委員の御質問に対する答弁の中で、「過去に内申がない状態での昇任も当然ありましたし」と申し上げましたが、私の意図しておりましたことは、昇任ではなく、過去において内申のない状態で、部長職については横滑りの人事配置、法令上の言葉で言い直しますと、転任があったということを申し上げたかったということでございますので、大変恐縮ではありますが、訂正をさせていただきたいと思います。

今回の件につきましては、第2回定例会後におきまして、改めて確認しましたところ、部長職の転任については、これまでも慣例的に内申書がない中で行われてきたということがありましたことから、そのことを意図して答弁をさせていただいたつもりでしたが、言葉を誤ったものであります。

今後、十分気を引き締めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○委員長

この際、委員長から一言申し上げます。

昨日の委員会につきましては、開始から40分程度経過した13時40分ごろに休憩に入り、20時30分ごろに再開した後、直ちに散会となりました。この休憩の要因については、市長が7月1日の予算特別委員会で訂正した発言を再度肯定的に用いて答弁したことで委員会が紛糾したものであり、議事整理のため休憩となったものであります。

休憩は7時間近くにも及び、その間、市長に対して答弁内容の精査を行うよう、総務部長を通じて幾度となく要請してまいりました。また、理事会では、委員会の再開に向けて精力的に議論を重ねてまいりましたが、市長からこの日の委員会で発言していない文言の掲載された訂正が示されたことや、委員会を空転させてことについての謝罪がない以上は、市長答弁の信憑性すら疑われるものとして市長に謝罪を求めることとなりましたが、結局、市長から謝罪の意思は示されないこととなり、委員会は再開できないという事態に至ったところであります。そのため、当委員会は再開後、直ちに散会いたしました。

本におきましても、当委員会の理事の皆さんとともに委員会を再開すべく積極的に話し合いを行う中で、総務部長を通じて市長に謝罪を求めるため、正副委員長による市長への面会を申し入れましたが、拒否されたところであります。

その後の理事会におきましては、市長の謝罪なくして委員会の再開はないとの御意見もありましたが、まずもって市民のために議論を進めるべきとの意見が大勢を占め、最終的には各党派一致により、このたびの開催に至ったところであります。

市長におかれましては、御自身の不確実な答弁により委員会審議が混乱し、このような空転を招いたことに対し、強い自覚と反省をしていただきたいと思います。

そして、今後このようなことが二度と起こらないよう、御自身の発言には改めて気をつけていただきたいと思います。

それでは、公明党の質疑に入ります。

公明党。

○秋元委員

◎市長の発言について

時間がないので、文書を読ませていただきます。

今回の予算特別委員会において、長時間に上る休憩に至った理由は明白であり、市長が私の質問に答弁できないことにより休憩に入ったわけですが、過去にも内申がない状態での昇任もあったとの発言を、さきの第 2 回定例会でみずから一度訂正、削除した答弁を再び持ち出したことは問題です。

また、昇任を転任と勘違いしたということですが、そもそも私との議論の中では転任などという言葉は出ていませんし、仮にそうであったとするならば、なぜ委員会がとまる前にそのことを発言されなかったのか、全く理解できませんし、信じることもできません。

内外から評価を聞いたことも、その何人かの方はそのような事実はないと、大変迷惑だと語っていますが、そのことだけをとっても重大な問題です。既に人事の根拠が破綻していますし、何度聞いても能力の実証を示せるとの答弁もないばかりか、必ずしも書面でなくてもいいと言い張り、実証事実を証明することすらできません。市の顧問弁護士からも疑問視される人事の手続は、誰が見ても異常な状況です。

みずから行った不適切な人事を正当化させるために次から次へと答弁を変え、議会を混乱させているのは市長自身ではないですか。

あげくの果てには議会に責任を転嫁するなど、言語道断であります。無責任きわまりない発言にいかげん辟易します。

市長は、人の言葉に左右されやすく、自分の意思があまりない、自分で判断して動けるタイプではない、そのような性格と御自分で語っていますが、今回のようなことが再び起こらないように今後は外部の助言ばかりではなく、今まで以上に市役所内部の助言も聞き入れるべきです。

市長が今回のような議会答弁、対応をするほど、市職員、また、市民の心が離れていっていることに気がつきませんか。人心収らん能力に著しく欠けているとしか思えません。反省の言葉すらありませんし、これ以上質問しても場当たりのにつくり上げた答弁は聞くにたえませんのでこれで終わりますが、最後に今日の報道について説明するとともに、正直何か意図があるのではないかとその意図とは何か説明していただきたいと思います。

○市長

昨日の新聞報道について、コメントですね。要旨についてその場で何をお話したのかお話しいたします。

秋元議員は何を考えているのでしょうか。とめられてばかりで、何か意図があるのでしょうか。言ったとか言わないとか、見解の相違だけでこのようにすぐに議会をとめるようなことは、市民の皆様にとって不幸です。私は本当に許せません。早く政策議論に移っていただきたいという話をさせていただきました。

(「また質問に答えていないですよ。意図とは何かと聞いたのですけれども」と呼ぶ者あり)

○市長

私は、疑問の形で何か意図があるのではないかとということを、その場でお聞きしたかったということでございます。

○秋元委員

ないということなので、終わります。

○齊藤委員

議会の責任ということもあるかもしれませんが、市長の責任も今回の件については非常に大きいということを感じていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

◎小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請受付の中止について

小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請受付中止の件についてお伺いいたします。

本件中止の連絡については、議長、副議長の指示により、現在、参加企業に対する文書の発送が延期されていると伺っておりますが、どうですか。

○建設部片山副参事

小樽市除雪業務共同企業体入札等参加申請の手續につきましては、今、中止という予定でございましたけれども、まだ業者には通知はしていない状況であります。

○齊藤委員

この件については、議会で今後また議論もあると思いますが、一定の共通理解が得られるまではその通知文書の発送は見合わせるべきだと考えますが、いかがですか。

○建設部片山副参事

発送の見合せということでございますけれども、今日この委員会、それから建設常任委員会でも報告させていただきましたので、その議会議論を踏まえて対応を考えてまいりたいと思います。

○齊藤委員

十分留意していただきたいと思います。

今定例会における各会派の代表質問、一般質問、また、これまでの予算特別委員会での議論では、JVの入札要件等については従前と変更はないという前提で議論をしてきましたが、それが崩れるという話でございます。いつ、誰がどこでどういう会議でどういう理由で何を指示して今日に至ったか、この議会の流れと対応させて時系列できっちり示していただきたいと思います。

○建設部片山副参事

共同企業体の入札等申請につきましては、現在、手続中でございますけれども、8月28日に本業務の説明会を小樽市の道路除雪に登録のある業者を対象に開催してございます。今、手続中でございますけれども、9月7日の夜、市長に経過報告をさせていただいております。

そのとき、市長から、2点ございますけれども、一つ目としては、新たな拠点が増えることで除雪に携わる業者数が増えることを期待していますが、企業体の構成員が要領では2社以上となっていることから、各共同企業体の構成員数が減る可能性があるため業者数を増やしてほしいという提案が1点です。

2点目といたしましては、共同企業体が除雪業務を実施する際にはもっと地域とかかわりを持つことを登録予定業者に伝えてほしいという提案が2点目でございます。

この提案を受けまして、建設部で検討に入りまして、最終的に方針が決まったのが9月10日の夜でございまして、9月11日に皆さんに、会派代表の方に説明を申し上げた資料を御提示した次第でございます。

○齊藤委員

議会で議論が刻々と着々と進んでいる最中に、その根元といいますか、根本になる要件を変更してしまうと、我が会派でも代表質問等で除雪の問題を取り上げています。そういった従前の議論が全く水泡に帰してしまう。後出しじゃんけんどころではなくて、チョキを出しておいて途中でグーに変えるようなものです。そういうことが市長の指示で行われたと。全く理解できません。そんなことをいつから、市長は、考えたのですか。どうせやるのであれば、なぜ初めから議案説明の段階で盛り込んで、また、参加要領にきちんと入れて企業に説明しなかったのか

すか。途中で変えるなんてとんでもない話です。きちんと答えていただきたい。

○市長

御存じのようにステーション数を一つ増やします。それに伴って業者の方々がその新しいステーションで J V として組まれる可能性が出てくると思いますけれども、そのときに今まで 4 社で対応していたところが例えば 3 社になったり 2 社になったり、そうすることで増やしたところは丁寧になっても、それ以外のところが丁寧にならない又は今までよりも質が下がってしまう、そういう可能性はないのかということで話をさせていただきました。その条件が 2 社のままですとそれはあり得ますというお話を受けたので、もともと 4 社で行っていたところが大半でございいますから、やはりその基準のままでどの地域も衰えることのないように対応していただきたいということで話をさせていただいたところでございます。

○齊藤委員

そのような素人の話ではだめですよ、市長。つまり、2 社以上、すなわち今 4 社以上と言っていますから、2 社か 3 社ではどうしてだめなのかと、そのような基本的なことが初めからこの事業を設計するときにわからないわけがないでしょう。どうして今ごろになってこのように、ドタバタとやらなければならないのですか。もしそのような考えがあるのだったら最初からやるべきですよ。業者に説明して終わって、議会で議論してもう半分以上終わっているときに、何でその根っこをひっくり返すのですか。考えられません。

○建設部片山副参事

市長への経過報告が遅れたということも原因ではございますけれども、少しでも多くの業者が除雪業務に携わることを期待しているということでございますので、目的としては除雪にしっかり取り組むと。市民の安全で安心な除雪を行いたいという思いで、手続中ではございましたけれども、しっかり取り組むということで、内容を一部変更させていただきたいと考えております。

○齊藤委員

現状では、ほとんどが 4 社です。第 4 ステーションだけが今でも 3 社、それも地理的に平たんだとかこの前質問で言っていましたよね、私の質問で。苦情も少ない。別に問題ないのだけれども、それでも今回また 4 社にしなさいと。あるいは、第 2 ステーション、第 3 ステーションは現状 4 社ですけども、第 7 ステーションというのが増設になるので、その分軽くなるのです。その地域について 3 社でも可能なのではないですか。どうしてもだめだという説得的な根拠でもあるのですか。きちんと説明してください。

○建設部片山副参事

この除雪業務につきましては、少しでも多くの業者がこの除雪業務に携わっていただきたいということを考えております。オペレーターの確保ですとか、機械の確保、それから携わっていただく除雪業者の育成を考えておりまして、将来的な除排雪体制を見据えての判断となります。

○齊藤委員

また、各 J V の編成が既に終わっているような時期ですね、明日が締切りですよ、本来であれば。そういう今ごろになって、あえて混乱させるようなそういう変更をなぜやらなければならないのか。それが市民のために本当になるのだというふうに考えているのでしょうか。

○建設部片山副参事

繰り返しの答弁になるかもしれないのですが、しっかり除雪に取り組んで、きめ細やかな除雪に取り組みたいということが考えでございます。登録の手続中でございますけれども、登録の J V の業者には御迷惑をかけていることになりかと思いますが、今後、丁寧に御説明を申し上げたいと思っております。

○齊藤委員

指名参加社名簿の道路除雪に登録のある企業というのは何社ですか。

○建設部片山副参事

道路除雪に登録がある業者は38社となります。

○斉藤委員

そのような38社ぎりぎり、今、現有JVに参加している企業数は何社あるのですか。

○建設部片山副参事

昨年の除雪体制になりますけれども、6ステーションで総数が23社となっております。

○斉藤委員

これを7ステーションにして、4社ずつにしたら28社になってしまいますね。さらに、その雪処理の部分もあると。そこにまた2社3社と、そういう除雪体制にその組合せをしようとしたら、JVを組もうとしたら4社できませんよという話になったら、除雪体制に支障が出るのではないですか。支障が出る可能性があるのではないですか。こら辺の影響について、市民に対する影響、結局、市民が困るわけですよ。市長はこの影響についてはどうお考えですか。

○市長

原部からは対応ができますというふうに話を聞いておりましたので、ではお願いしますということでお伝えしております。

○斉藤委員

9月16日が既定のスケジュールの締切りです。これから申請期限を決めて通知をする、庁内手続として入札要件が変わりますので、小樽市建設工事委員会等を通す必要もある。これで10月27日の入札予定に間に合うのでしょうか。そして、ここまでしてバタバタとやって、やる必要が本当にあるのかと。今回は従来どおりできちんとやって、問題があれば検証して来年度から検討する、これでも十分にやれることではないですか。何でこの議論が進んでいる途中で、ぐちゃぐちゃにするようなことをしなければならないのか、もう一度答弁いただきたいと思います。

○建設部片山副参事

この除雪業務を担っていただく業者につきましては、8月に個別にヒアリングをかけておまして、市内の業者になりますけれども、ヒアリングの中では、32社以上はこの業務、地域総合除雪を担っていただくことは可能だということ判断しておりますので、業者数については問題ないと思っております。

また、今の時期に変更するということは、やはりしっかりした除雪に取り組みたいという思いで、手続中の変更にはなりますけれども、今年の除排雪を見据えてしっかりとやりたいということで、この手続の変更ということで考えております。

○斉藤委員

全く納得できませんけれども、終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党に移します。

○佐々木委員

◎市長の発言について

1点目は、先ほどの新聞記事の件について、若干お尋ねします。

先ほど答弁の中で市長が語った内容もお聞きしました。私も当委員会の副委員長として、委員長とともに何とか收拾に努めるように動かさせていただきましたので、若干の責任はあると考えて何点か聞かせていただきます。

まず、この記事の発言の中で真意についてお聞きしたいのですけれども、「何度も議事を止め」という、「何か意図がある」としか思えない」というこの文章の主語は誰ということになりますか。

○市長

先ほど答弁させていただいたとおりでございます。もう一度、改めてお読みします。

「秋元議員は何を考えているのでしょうか。とめられてばかりで、何か意図があるのでしょうか。言ったとか言わないとか、見解の相違だけでこのようにすぐに議会をとめるようなことは、市民の皆様にとって不幸です。私は本当に許せません。早く政策論議に移っていただきたい」という趣旨のお話をさせていただいたということです。

○佐々木委員

今のを聞きますと、この主語は秋元委員ということで間違いございませんか。

○市長

今、答弁させていただいたとおりでございます。

○佐々木委員

答弁ではなくて、その記事のそこで発言した内容ということですよ。秋元委員というふうにとれました。

そこで、その議会をとめたところが秋元委員という市長のお答えなのですけれども、私の認識では何度もというので、2回ありましたけれども、まず1回目、1日目については、特別職と一般職についての行き違いが原因であったと、これについては私も市長に直接お話を伺いに行き、確認をした中身です。ですから、それが一つであったと思います。

それから、二つ目のことについては、まさに先ほど答弁があったように、市長の言葉の誤りが原因であるというふうにお答えになっている。これからいくと、先ほど何度も議会をとめたのは秋元委員ではないというふうに私は判断をしました。これについてはいかがですか。

○市長

先ほどお話をさせていただいたとおりで、私としては判断をしたところでございます。

○佐々木委員

いや、市長、これについて先ほども、それから1日目、2日目ともに市長は、とまった後にわざわざ文書で回答されております。その中では、どういふのでも、秋元委員が質問をしていますけれども、とめたのは秋元委員というふうには読めないのですけれども、そこ、間違いではありませんか。

○市長

間違いだというふうには思っておおりません。

○佐々木委員

そういうふうにしたとすると、今までの市長が2回読んできた文書で答えていただいたもの、そのものの信憑性がまたなくなってしまうということになりますよ。それについては、ここのあれがまた訂正が必要になってしまうのですけれども、本当にそれでよろしいですか。私としてはそういうお答えを期待していないのですけれども、いかがですか。

○委員長

市長、もう一度、だめですか。佐々木委員、申しわけないですけれども、もう一回言ってください。時間に入れませんので。

○佐々木委員

議会をとめたのは、少なくとも秋元議員ではないのではないかと。それでなければ、秋元議員だということになってしまえば、1日目も2日目もそのところが答えていただいたところが全て間違い、虚偽ということになってしまいます。ここについては、市長、よくお考えになられてお答えをいただきたいと思います。

○市長

恐縮でございますが、今の御質問の趣旨が少し私自身が、理解できていなくて、どのように答弁をしていいのか

わからないところですが、先ほど話をさせていただいた認識でございます。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

佐々木委員。

○佐々木委員

委員長、議事進行をかけざるを得ません。どう見ても、この答えていただいた中身とこれまでの答弁の整理してきた中身が食い違っていると思います。ここのところでしっかり、これについては、きちんと精査の上、確認をお願いしなければなりません。委員長、いかがでしょうか。

○委員長

まず、昨日、委員会がとまったのは、市長が答弁で第 2 回定例会で訂正したことをまた持ち出したということで、それについては大変申しわけございません、訂正をさせていただいたとおりでございましてと言っておりますが、その後議事進行がかりまして、一度市長が訂正された答弁についてその答弁を繰り返すというようなところがあり、我々も混乱しておりますので、一度議事の整理をしていただきたい。それから、秋元委員から根拠のところでは何か資料があれば提出をというお話がありました。それを含めて、一度議事の整理をお願いしたいと思いますというところで休憩をとりました。その後、さまざまなやりとりで当委員会の中で言っていなかった転任という言葉が後から市長から出てきました。それで……

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

少し待ってください。それで、そのことについて訂正をしました。ですから、秋元議員がとめたということではないということを言っているのですが、それでよろしいのですよね。

○佐々木委員

はい、そのとおりで私は認識しているのですけれども。そこで市長が、それは違うと。秋元委員が 2 度ともとめたというふうにおっしゃるところとは、今の委員長のまとめていただいたところとは違うという部分を、これをどういうふうに整理をされるのかということですので、市長。

○委員長

市長に申し上げます。先ほど、文章を読み上げていただきましたけれども、この内容の転任という言葉又はそれに類することは、昨日の委員会の中では出てこなかったものであります。

(「委員長、議事進行について。違いますから」と呼ぶ者あり)

○委員長

鈴木委員。

○鈴木委員

今、佐々木委員がおっしゃっているのは、昨日並びに今日の市長の冒頭にお話があったその内容は、主語は自分であって、誤解とそれから自分で失言したとかそういう、間違っただけのために当委員会がとまったという内容を我々に示したわけでありまして。それを先ほど、佐々木委員が説いたのは、昨日の新聞記事でこの委員会がとまった原因がさも秋元委員のことであると言わんばかりのお話だし、断定的にそう申しているということに、今までそうやって答弁されて、そして言われたことは何だったのだと。もともとが違うのではないかというお話でありますので、市長があくまでもとめた原因は秋元委員のせいだということになりますと、今まで積み上げてきたところと全く違うことになるというふうに考えますので、もう一度整理して精査していただきたいというふうに思います。休憩をとるかとはならないかは、判断はお任せします。

○委員長

ただいまの議事進行についてですが、若干休憩をとって、市長に質問の意味を理解していただいて、答弁

をしてもらうということで、若干時間をとります。

休憩いたします。

休憩 午後 4 時05分

再開 午後 6 時23分

○委員長

ただいまから、委員会を再開いたします。

先ほど議事進行がかかった点について、これまでの経緯を確認しました。1 回目の審議中断は特別職と一般職の違いから起きた認識の違い、2 回目は市長自身の言葉の訂正で起きた問題であります。委員会がとまったのは、秋元委員のせいではないということを予算特別委員会の理事会で確認をしております。市長は、それについては勘違いではなかったのでしょうか。いかがでしょうか。まず、市長の答弁を求めます。

○市長

私自身は、先ほど答弁をさせていただいたとおりの認識でございます。

○佐々木委員

市長、今、再開後の答弁もいただきましたけれども、委員長がおっしゃっておられたとおり、委員会での発言というのは非常に重いものがあります。そのことについては、十分認識していただきたいということを指摘させていただきます。

それと、もう一つは、やはり市長は公人でありますから、公の場、特に報道機関等についての発言については十分注意をされる必要があると思いますが、その点についてだけお答えをいただきたいと思います。

○市長

私ももちろん公人の発言として、これからもしっかりと留意をしまいたいと思います。

○佐々木委員

次の質問に移らせていただきます。除雪について、私もお聞かせを願いたいと思います。

○共同企業体除雪業務の入札等参加要件の変更について

除雪についてでございますけれども、先ほど斉藤委員からも御質問があったので、必要な部分についてのみお伺いしたいと思いますが、除雪についての大きな変更があるという説明があったのは11日夜、建設常任委員に説明があったとのことで、私たちはこの委員会の最中でしたのでそれを聞いてはおりませんでしたけれども、変更の内容については、1 除雪ステーションを共同企業体 2 社以上で組織するというものを 4 社以上に変更するというのが主なところだと思いますけれども、既に業者へ説明し、申請書への締切りも明日になっているという時点において、なぜこのような変更修正を行おうとしているのか、その理由と目的を、済みません、これについては重複するかもしれませんが、もう一度お願いします。

○建設部片山副参事

共同企業体の入札参加申請の内容を変更する理由でございますけれども、まず 2 点、変更の内容がございます。

1 点目は、構成員は「2 社以上」という内容を「4 社以上」という内容に変えるものでございます。その理由といたしましては、少しでも多くの業者に除雪業務に携わってほしいということを期待しております。昨年の除雪ステーションの体制を見ますと、6 地域で23社の業者により管理・運営されておりました。1 ステーション当たりおおむね 4 社ということでございますので、今年度新しく 1 ステーション増えますので 7 地域となった場合に、昨年までのステーション管理体制を維持するために 4 社としたところでございます。

もう 1 点は、「地域に密着した」というところを「地域に精通した」という表現に変えてございます。その理由

といたしましては、より積極的に地域の情報を理解していただき、客観的に判断されることを求める、客観的にということとは地域の住民の方からもよく地域のことを理解していると思われるような除雪をやってほしいという意味で表現を変えてございます。

その目的としましては、やはりしっかり除雪に取り組むと。冬の市民生活を支えていくのだということをしっかり取り組むということで、この変更をした次第でございます。

○佐々木委員

発注者として、今回、入札条件を示して、後に変更ということがありましたけれども、今までにそういう例というのはあるのでしょうか。もしあるのだとしたら、どのような場合なのかお示してください。

○（建設）庶務課長

ただいま、入札条件の変更、JVの編成要件の変更についてのこういったことがあるかどうかにつきましては、除雪業務の共同企業体の申請に係る書類なのですが、これにつきましては保存年限が10年ということもございまして、平成26年度から過去10年間の状況を確認いたしました。そうしましたところ、このような事例については、見当たらなかったというところでございます。

○佐々木委員

過去10年間ないことを今年やるということですね。参加する業者にしてみれば、この構成員数の変更というのは業者が入札に臨むに当たって本当に大きな影響がある部分だと思うのです。既にもう申請書を出しているところもたくさんあると思うのですが、今回の変更というのは、業者にとってはどんな影響があるとお考えですか。

○建設部片山副参事

ステーションを管理するに当たって、構成員が増えるということの影響でございますが、我々としては、業者数が増えることによってオペレーターの確保ですとか機械の確保について各業者、1社当たりの負担が軽減されると。そういうことで、リスクも含めて1社当たりの時間が軽減されるということで考えております。

○佐々木委員

今のを聞くとメリットしかないように聞こえるのですけれども、デメリットはないのですか。

○建設部片山副参事

デメリットということでございますけれども、手続を変更するに当たって、予定されている作業の1社当たりの負担は軽減されるのですが、その分JVが増えることによって、1社当たりの負担が軽減されることによって増えるメリットはあるのですけれども、デメリットの部分としては各社、各業者の利益が少し減るかというのがあるかとは思いますが。これもしっかり除雪に取り組んでいただいて、市民のために作業していただきたいというこの措置で考えております。

○佐々木委員

1社当たりの利益が減るというデメリットがあるということだと思います。先ほども11日の夜になって説明が、私たちにあったということなのですけれども、変更の経緯について、時系列で説明をお願いします。

○建設部片山副参事

変更の経緯でございますけれども、まず、この共同企業体への説明は8月28日に行っております。手続中ではございましたけれども、9月7日の夜、市長へ経過報告をさせていただいております。そのとき市長から2点の提案がございまして、建設部において検討を行っております。結論として方針が固まったのは9月10日の夜でございます。委員会の後でございます。11日に、先ほどの答弁させていただきましたように、各会派の代表者に説明をさせていただいたというところでございます。

○佐々木委員

そうですね。9月10日に予算特別委員会がありまして、その日の夜に変更が決まったというお答えでした。私

はその委員会で質問をしております。除雪方法の大幅な変更により入札条件も大きく変わるのではないかと、これによって業者の入札にどんな影響があるのかというふうに、ここで質問をしました。済みませんが、そのときの答弁を、もう一度お願いできますか。

○（建設）雪対策課長

9月10日の予算特別委員会におけます佐々木委員からのこの共同企業体除雪業務の参加要件に関する御質問に対する私の答弁の内容でございますけれども、要件において今回新たに除雪拠点を増設することに伴いまして、変更となる第2、第3ステーション、それと新設します第7ステーションにおいて配備する機械などの変更がありますが、そのほかについて大きな変更はございませんということで答弁をさせていただいております。

また、業者への影響につきましては、説明会のときにこの旨の説明をさせていただいて御理解いただいているというふうに認識しているということで、御答弁をさせていただいたと思います。

○佐々木委員

10日の夜にそれが決まったからと、だから10日の昼間の委員会ではそのように変更はなかったというふうにしか答えられないということなのだろうと思いますけれども、非常に何か不自然な感じがします。なぜ10日の夜という、よりによってそこなのかなというところは思っているのが正直なところです。

実は、この6月の参与の任用のときにも、議会への説明書は雇用する日を明らかにしないで、不適切と思われる決裁を経て、そして説明の翌日に雇い入れるというような、全く同じような方法をされているのです。今回の除雪の変更も、何か議会における答弁のその夜に急遽変更という点については、これは全く理解できないのです。私としては不自然に思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○（建設）雪対策課長

9月10日の予算特別委員会でこの旨を御説明しなかったことについてでございますけれども、この段階ではまだ最終的な結論が出ていないという状況もございまして、あくまでも答弁時点で有効となってございます8月28日に除雪業者へ配付させていただきました平成27年度小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請提出要領に基づいて答弁させていただいたということでございます。

○佐々木委員

何か納得はできませんけれども、わかりました。

次の質問ですけれども、この企業構成員数の変更についてですが、これについては、先ほどのお話ですと市長から9月7日の夜に御提案があったというふうにお聞きしています。これは、どの場、例えば雪対策課の中の除雪対策本部での会議ということなのかどうなのか、どこで話し合われたのかお聞かせください。

それから、こういうところの最終的な2社以上ではなくて4社以上でいこうという、その決裁というか判断というか、それは最後はどなたが決められることになるのでしょうか。

○建設部片山副参事

最初に、9月10日はどういう場面での話だったかということだと思いますが、9月10日に答弁調整がございまして、その答弁調整の中でこの小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請のフレーズが出てくる場面がありまして、そこでの市長とのやりとりの中で出た話でございます。

次に、判断でございますけれども、建設部の中で2社を4社にする、それから言葉の変更をするということで検討をさせていただきます。最終的な判断については、9月10日の夜に市長に報告をさせていただいて、市長の了解を得て、判断を決めております。

○佐々木委員

市長の了解を得て決めたということですね。市長の判断という、決裁とかということになるのですか、これについては。

○建設部片山副参事

この決裁につきましては、建設部長になります。

○佐々木委員

その決めたとき若しくは7日のとき、それから10日のときに、参与は参加されていますか、その決める話合いのときに。

○建設部片山副参事

参与は参加しておりません。

○佐々木委員

両方とも参加していないということによろしいのですね。

○建設部片山副参事

そのとおりでございます。

○佐々木委員

そうすると、参与は、この重大な変更の決定のところには、アドバイザーですけれども、関与はしていないというところですね。

○建設部片山副参事

そのとおりでございます。

○佐々木委員

これについては驚きというか、こういうところの重要な判断だからこそ、参与というのは除雪のところでは必要なのではないかなと思いましたがけれども、関与されていないという御答弁でした。

少し話は変わるのですけれども、小樽市長の補助機関である委員会に関する規則というのがあるそうで、それに小樽市建設工事委員会というのがあって、契約管財課が担当し、建設工事に係る指名競争入札の参加者の審査を行うことになっているとお聞きしております。この委員会は市長の補助機関であり、当然市長は、これのメンバーには入っていないと。そして、委員会で入札参加者の審査を行うとしている目的は、入札の公平性、客観性、透明性を確保するもので、専決者、最終的に決裁する者ですね、この人が恣意的に業者の選定をしないようにそういうことが設けられている、いわゆる天の声を防ぐためのものであると考えられてこういう仕組みになっているということですが、そういう押さえでよろしいでしょうか。

○（財政）契約管財課長

小樽市建設工事委員会につきましては、建設工事、また、土木工事等につきましてはの審査を行っております、今回の業務等につきましては、建設工事委員会等には諮っております。

○佐々木委員

そのことは後で聞くので。天の声を防ぐためのものであるという、この仕組みそのものが。

○（財政）契約管財課長

そのとおりだと思います。

○佐々木委員

一般的に、小樽市建設工事委員会において、工事の共同企業体の構成員数などの入札条件がここで審議されているということによろしいのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

小樽市が発注する建築ですとか土木の工事につきましては、小樽市共同企業体取扱要綱というのがありまして、その中で編成すると決まっておりますので、その範囲でやっております。

○佐々木委員

少し建設のことにかかわって聞いているので、関係ないだろうというあれはあるのですが、後々関係してきますので、もう少し聞いていただきたいと思います。

小樽市建設工事委員会は、規則で予定価格が500万円以上の工事が対象とされていますが、500万円に満たない工事については、建設部でどのように業者選定等を行っているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

建設部におきましても、建設部工事等委員会がございまして、その中で入札参加者の資格審査及び指名、発注について審議を行っております。

○佐々木委員

500万円以下については、建設部で独自にやっているということですね。建設部で、除排雪業務発注については、この委員会に諮っておられるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

除排雪業務につきましては、これまで建設部の工事等委員会の審議案件として取り扱ってこなかったものでございます。その理由につきましては、除雪業務の共同企業体の編成につきましては、その基準となる要領を定め、市の指名登録、道路除雪業務に登録されている業者を全て対象としておりまして、その中で共同企業体を自由に編成いただくということになっております。申請があった共同企業体につきましては、市の指名登録の際の審査に加えて、さらに細かく定められた要件につきまして審査を行うなど、工事等委員会より詳細な審査を行いまして、その基準に合致した全ての共同企業体、これを入札に指名するということから、これまで建設部の工事等委員会の審議の対象外としてきたものでございます。

○佐々木委員

そういう理由はそれなりにあるのでしょうかけれども、今お聞きしたように。除雪の業務というのは建設部の工事等委員会に諮っていないという、そういうシステムというのはどうなのかと思うのです。この除排雪業務の契約というのは、私たちもこの金額を見ましても、市の契約の中でも本当にほとんど最大に近い、最も高額なものであるというふうに思うのですけれども、このような契約の業者選定とか入札参加条件というものにやはり公平性、客観性、そして透明性を確保するためには、例えばこの委員会でなかったとしてもきちんと委員会等で審議をしていくべきというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

今の工事委員会等にかけるべきではないかという御質問でございますが、その点につきましては、現在、契約金額につきましては、委員が御指摘のとおり、かなり高額なものとなってございます。これまでは委員会にかけずに発注をしてきた、指名をしてきたところでございますけれども、この点につきましては、次年度以降その内容につきまして、今後、委員会等にかけるべく検討してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

そのことについては、ぜひお願いしたいと思います。今回のこの変更については市長からの提案により行ったということですが、今までのそういうところからいって、やはり入札の公平性や客観性、透明性を確保する上で、除雪の契約の最終決裁者である市長からの提案を受けてという形で、入札条件の変更を行うべきではないかと私は思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○建設部片山副参事

今回の変更につきましては、よりきめ細やかな除雪を実現するというのが大きな目的でございます。より多くの業者に参加していただき、オペレーターの確保ですとか機械の確保ですとか、そういう業務に携わっていただくことによって、将来的な除雪業務、除雪体制を見据えたときに業者の育成も含めて今後の除雪に生かしていける内

容ということで判断してございます。よりよい、しっかりとした除雪に取り組むというのが大きな目的であると考えてございます。

○佐々木委員

そういうことを聞いているのではないのです、申しわけないのですけれども。これは市長に直接お聞きしたほうがよろしいでしょうか。

今も言っていたように、やはり公平性や何かの点で、今までいろいろほかのところでもお聞きしたように、最終的に決裁する人が恣意的に業者の選定をしないように、やはり天の声を防ぐようなシステムというのが実際に設けられているところがある。それにもかかわらず、ここだけが市長のお声がかりで条件を変えるというのは、透明性や公平性に欠ける要素になってしまうというふうには私は思うのですけれども、その点について市長はどのようにお考えでしょうか。市長は入札改革を計画されていますよね。入札をきちんとそういうふうにしていかなければならないと、そういう立場からいっても、この点については基本的にそうすべきであるとは私は思うのです。

○市長

このたびの変更が公平性に欠けるような取組にしているわけではないと思っております。

先ほどお話のあった報告、打合せの中でステーションが今までよりも業者数が減ることにより、今までほどいわゆるきめ細やかにならなくなる懸念があるのではないかとということをご心配し、御指摘をさせていただいたところありますから、それを今のままではそうなりかねないという原部の判断でこのように対応していただいたというふうにお聞きしておりますので、私としては公平性に欠けるというふうには思っておりませんし、先ほど原部からお話ししたように、よりきめ細やかな除排雪に結びつくものであろうというふうにご認識をしております。

○佐々木委員

私も、今回の市長の御提案がそのようなものに結びつくというようなつもりで言っているつもりではありません。

ただ、心配なことがあるのです。福島町の町長が以前逮捕されました。あれは、自分の後援会長が経営する会社、そこしか入札条件に合わないように入札条件を意図的に変えたわけですよ。そのことがやはり警察に指摘をされて逮捕されるというような原因になっています。

ですから、市長御自身が入札条件にかかわることが市長がおっしゃる意図とは違うふうにとられてしまうというようなこともある、そういうところにおいては、基本的に入札のそういうことに関してきちんとそういう変な疑いや余計なことを言われないうえにも、そういうところについてはきちんとしておくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長

そのような御指摘、疑いを持たれることのないように、私もしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○佐々木委員

そういう部分でこうして見てきて、そういうシステムも含めて、やはりきちんとここまで討議してきた、審議をしてきた中でも、本当に今回の除雪体制の見直しというものを、今回で本当に拙速に変えてしまうというような印象を拭えません。先ほどから述べています、さまざまなこのところの条件の変更だとかという部分も含めてお聞きしていると、やはり本当に市長がやりたいことというのがわかる部分がたくさんあります。例えば調査等に予算をつけて、そういう部分についてはしっかりとやる、そして無駄を省く、そういうことについてを検討するという部分については、私も大変賛成するところですよ。

しかし、それ以外の部分については少し拙速に過ぎる。もう一年そういう調査や何かの部分、検討をしっかりと、入札の部分についても改良をし、その上で来年度からステーションの話、それから基準の変更等を私は行うべきではないのかなというふうに感じております。この件については、市長、これは最後の質問になりますけれども、お答えをお願いしたいと思います。

○市長

私といたしましても、除排雪の改善ということにおいては、公約の大きな柱の一つとして市民の皆様にとっても大変期待の大きい取組ではないかというふうに思っております。

確かに 1 年目から完璧になるかどうかというところまでは、私も現時点で言えるところではありませんけれども、やはりできることを一つ一つ改善していく。その中で、それこそ原部でさまざまな検討をしていただき、過去も現状も鑑みてこのように制度設計していただいておりますので、これでも皆様からさまざま今回の議会で御指摘していただき、不十分な部分もあるかもしれませんが、何とかこれを今回形にし、そしてその中でさらに検証を続けて、来年度、再来年度とよりよい除排雪に結びつけてまいりたいと、このように考えております。

○佐々木委員

最後に一言だけ。やはりその思いは非常によくわかります。ただ、あまりにも拙速に過ぎるというふうに、特に今回の変更についてそのように思いました。その辺のところについては、少し慎重に進めるべきであろうというふうに指摘をさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○高橋（龍）委員

◎小樽拘置支所について

それでは、まず小樽拘置支所に関して質問させていただきます。

緑 1 丁目にある小樽拘置支所なのですが、老朽化に伴い業務停止がされるということで、この 7 月に通知があったことかと思えます。

当初、9 月当初には停止をするということで御説明をいただいていたと認識しております。現在、9 月の半ばに差しかかりまして、その最初に言っていた 9 月当初というところは過ぎていくかと思うのですが、現在の運営状況はどのようになっているか、把握していますでしょうか。

○（総務）総務課長

小樽拘置支所の運営状況についてでございますけれども、現在も業務を行っておりまして、業務停止の具体的な日時については、今のところ未定であるというふうに伺っております。

現在、拘置所側に今後の建替えについての考え方を確認しているところでございますけれども、老朽化に対しての安全確保のためにできるだけ早く業務を停止したいとの意向を聞いております。

○高橋（龍）委員

そこで働いていらっしゃる職員の方の中で、5 年ほど小樽市内にお住まいの方がいらっしゃるというふうに伺っております。業務が停止されるということになると、東苗穂の札幌拘置支所に統合されることとなるのですが、小樽市内からその方々が転居してしまうという可能性を私としては危惧しているところでございます。

また、被収容者の御家族であったり接見をする弁護士の方々にとっても、距離的、時間的に不便な状況を強いてしまうということになるかと思えます。

拘置所は国の機関ですので、小樽市の管轄ではないのですが、拘置所がなくなることに関して、小樽市としての所見をお伺いできますでしょうか。

○（総務）総務課長

小樽市の所見ということでございますけれども、今、委員のおっしゃったとおり、業務が停止された場合には収容される方は札幌拘置支所に収容されるということ、それから拘置支所は小樽市だけでなく、岩内、倶知安、余市警察署の管内を所管区域としておりまして、弁護士ですとか親族等が面会する際の移動時間が増大するというこ

ともありまして、弁護活動に大きな支障を生じるほかに、親族等の負担も大きくなるというふうを考えられます。

このまま事実上の廃止になることも懸念されますので、収容停止の期間が長期化することは避けなければならないと考えております。このほか、先ほどおっしゃったとおり小樽拘置支所には職員10名が業務を行っておりますけれども、それらの方の一部は市外に転出する可能性もあると思います。また、食材ですとか事務用品の購入もありますので、市内経済の若干の影響も考えられまして、収容業務停止の影響は大きいものと考えております。

老朽化による使用停止は、安全確保のためにはやむを得ない部分はあるかと思っておりますけれども、市内での早期の建替えが必要であるというふうを考えてございます。

○高橋（龍）委員

小樽市としても影響が大きいものというふうにお考えということですが、今後、国に対しての働きかけというのは、どのように行っていくのでしょうか。

○（総務）総務課長

先ほどもお話ししましたとおり、現在、相手側に今後の建替えの方針を確認しているところでございますので、相手方との協議の方向性によりましては、早期の建替えについて国への要望活動などを行っていくことも視野に入れまして検討したいと考えてございます。

○高橋（龍）委員

建替えができるようになった場合に、現在の場所だけでなく、別の建設予定地というのも視野に入れて考えていかなければならないと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

建替えができるようになった場合ですけれども、現在地での建替えのほかに別の場所での建替えの可能性も含めまして相手方と協議をしていきたいと考えてございます。

○高橋（龍）委員

拘置支所に関しては先ほどおっしゃっていたように、小樽市内だけでなく後志管内の方が収容されているということで、弁護士との接見の機会が減ってしまうと十分な意思の疎通ができず、ひいては冤罪のリスクも伴うこととなりますので、ぜひ、小樽市としても国への強い要請をしていただきたいと思います。と思っております。

◎共同企業体除雪業務の入札等参加要件の変更について

では、次に、除雪JVの入札要件の変更についてでございますが、先ほど来からほかの委員も御質問なさっているので、確認していきたいのですが、先ほど9月7日の夜に市長に対して経過報告をしたというふうに言っていたかと認識しているのですが、どのような経過を報告したのでしょうか。

また、遅れた、少し遅くなってしまったというふうな御答弁もあったかと思っておりますので、本来はどの時期に伝えるのが適切だったのでしょうか。

○建設部片山副参事

9月7日の経過報告でございますけれども、先ほども答弁させていただいたところでございますが、9月7日の夜に答弁調整の場面がございまして、その中で共同企業体の入札の説明会を開催したいというフレーズがございまして、その内容について経過報告をしたところでございます。

遅れた理由につきましては、説明会は8月28日に開催してございますので、その8月28日の前に報告をしておけばよかったのかなということも思っております。

○高橋（龍）委員

また、その9月7日の夜に市長からの御提言があったということで、要件の変更ということですが、2社以上から4社以上にするというので、市長にお伺いしたいのですが、これに関して2社以上から4社以上に変更するという考えというのが、お話を聞いている限り少し思いつきのようにも聞こえてしまうのです。どのぐらい前

から 4 社以上にする、したほうがいいのではないかとか、もし思っていたのであれば、どのぐらい前から煮詰めていらしたのでしょうか。

○市長

煮詰めていたとかではなくて、そのときの経過説明をお聞きし、いわゆる前年度よりも機動力というか、落ちる懸念があるのではないかとこのときに感じ、指摘をさせていただいたということでございます。

○高橋（龍）委員

では、先ほど佐々木委員もおっしゃっていましたが、拙速であるというふうに、その場で思いついてそこで、では 4 社以上にしましょうというように言っているかと思われま。ここに関して詳しくは明日、予算特別委員会でまた質問させていただきますので、今日は確認だけでとどめさせていただきます。

◎官民の給与水準について

次に、官民の給与水準に関して伺います。現状、北海道の最低賃金というのが 1 時間当たり 748 円、この 10 月 8 日から 764 円に改定されるのですけれども、この給与水準で 1 日 8 時間、月 20 日間の労働の場合に、月収は額面で約 12 万円なのです。その中で必死にやりくりをして生活をしているという方が多くいる現実を私も多々見ているのですけれども、いまだ小樽市においても最低賃金での求人募集は多くありますし、学生のアルバイトと家を出て自立している、自分で生計を立てている人が同じ時給で働いているということもざらにあるのです。そういう方々の可処分所得が非常に少ないという状況です。まず、この現状を市長は小樽市のトップとしてどのように感じておいででしょうか。

○市長

高橋龍委員が今御説明をされたとおり、大変苦労しながら頑張られている方々もたくさんいらっしゃるというふうに認識をしております。

○高橋（龍）委員

また、佐々木委員の名前を出して申しわけないのですけれども、佐々木委員の代表質問の中でも官製ワーキングプアという話題も出ていました。嘱託員の時給が 1,060 円という額であるという御答弁もありました。その中で市長はこの額は決して低くはないというふうに御答弁されていたのですけれども、これは民間との比較をしての御答弁だったと記憶しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。

○（総務）職員課長

御答弁で申し上げておりますとおり、民間の賃金水準と比較して決して低くはないと考えているということで答弁させていただいているものでございます。

○高橋（龍）委員

民間との比較でというのは、市長からの御答弁だったので、それで間違いはないかと思うのですけれども、今のお答えをお伺いして市長の御所見をお伺いいたします。

さきの代表質問の中で、都市経営という話もございましたが、経営者の感覚というのを市長御自身が持たれるというのは非常に重要なことだと思います。経営者として財政の状況を把握することはもちろん、市の運営がどのように行われ、どこに問題があり、どのような改革を進めるか考えていかなければなりませんし、時には憎まれ役に回ることもあるかと思えます。その御苦労はお察しするところでございますが、せんだって御提案のあった参与設置規則に関してお伺いいたします。これも代表質問の中でもありましたけれども、いま一度お伺いいたします。この案が通らなかった場合、参与の処遇はどうするとお考えでしょうか。

○市長

それについては今までも答弁させていただいておりますけれども、皆様に御理解をいただいてその形をとってまいりたいと思ひ、提案させていただいておりますので、その後、そのような形、そのような結果が出たときの判断

までは現在まだしておりません。

○高橋（龍）委員

私自身、民間出身で、一サラリーマンとして幾つかの企業も見てきた経験もあります。民間の経営者であれば、何か重要なことを行うときに必ずリスクヘッジの観点から次の策を用意するというのが常だと思うのですが、現状はそれを考えていらっしやらないということになります、いかがでしょうか。

○市長

リスクヘッジはおっしゃるように大変重要な考え方だというふうに思っておりますけれども、今回、皆様に議論していただこうと提案させていただいていることですので、その結果が出る前からその次の方法としてもう既にこういうふうを考えているというところまで現時点では至っていないということで、答弁をさせていただいているところでございます。

○高橋（龍）委員

リスクヘッジの考え方としては、結果が出る前に次の策を考えるというのがそれだと思うのですが、私自身、議員として新人の身ですが、あえて市長に対して苦言を呈します。議会では根回しという言い方をされますけれども、それぞれの会派がどのように考えているか、どうしたら意見が通るかということを事前に調べて、それに対しての対策を講ずるということをしなければ、円滑な議会運営はなされません。その中で、この参与の件に関しても、副市長の件にしても、議会に対して十分な説明があったとは言えません。賛同を得られないかと思っております。また、いなくても、やり方がいささか強引であると思っておりますけれども、御自身ではいかが思われますでしょうか。

○市長

第 2 回定例会のときにもお話しいたしましたけれども、そういう意味では行き届かなかった部分もあったのかと思っております。今後において、議員の皆様にもその点についてもしっかりと、今お話しいただいたことに限らず皆様にちゃんとお伝えをし、これからは政策議論が成り立つよう私としても努力をしてみたいと思います。

○高橋（龍）委員

市長は議場でもおっしゃっていたとおり、この選挙戦において 3 万 8,000 人も多くの方からの支持を受けて当選されました。いわゆる相乗り体制を批判して、市民派の代表として選ばれたということは、事実小樽市の歴史に残る出来事かもしれません。しかしながら、この小樽市には、今、12 万 4,000 人もの方がいます。有権者に限っても 6 万 7,000 人が市長には投票していない方ということになるのです。ただ、投票をしたかしないかにかかわらず、小樽市のトップとして市民の生活は市長が背負っていると私は思っております。市民派の市長として住民の目線、立場からの視点というのは、常に持っていかなくてはならないと思うのです。市長に投票した方は、若い方から、また、御高齢の方まで、立場や肩書も幅広い層の方がいらっしやると思っています。その中には貧困にあえぐ方もいらっしやるのではないのでしょうか。そのためにもコストカットを行って、その人たちのもとに住民福祉という形で少しでも還元していくべきではないのかなと思っております。

先日、議会で庁内の恥部という話をしたときに、小さなことですがと言いながら市長は例を挙げられましたけれども、一理あると思います。一般的にサービス業において質の向上というものは、小さいことの積み重ねだと思います。だからこそ、行政も民間に倣って、サービスの部分だけではなくて小さなコストカットも積み重ねていかなければならないと思っております。

そこで、改めてお伺いいたしますけれども、参与の報酬は民間の相場又は庁内の嘱託員と照らし合わせて高すぎるとは思いませんか。

○市長

各課からもお話ししていただいておりますけれども、やはり参与に伴う重責であったりとか、それに伴う業務で

あったりとか、そういう意味合いにおいては適正であるのではないかというふうに思っております。

○高橋（龍）委員

今、重責というお話をいただきましたけれども、参与は職務上権限を持たないというふうにおっしゃっていますよね。つまり、権限を持たない以上は、大きな責任、重責は伴わないと認識しております。あくまでアドバイザーという立ち位置ですから。高度な専門知識を有していても大きな責任を伴わないのであれば、現時点での嘱託員の参与の給与というのは高額であると私は考えております。

直感的にお答えいただきたいのですが、臨時職員の821円、嘱託員の1,060円という時給を念頭に置いていただきまして、参与の時給は幾らぐらいが妥当だと思われますか。時給に換算した場合です。幾らぐらいが妥当だと思いますでしょうか。

○委員長

参与の時給は幾らですかと。違うのですか。

○高橋（龍）委員

違います、現状ではないです。市長がお考えになる参与の時給は、幾らぐらいが妥当であるとお考えですか。この臨時職員の821円という額の倍なのか、嘱託員の1,060円、これの倍又は1,500円ぐらいが妥当であると考えてのか、その辺いかがでしょうか。

○市長

このたび提示させていただいている金額は、適正であるというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

済みません、意地悪な質問をしました。

実は今の参与の給与を時給に直しました。月額30万円で月曜日から金曜日までで月平均大体20.25日の勤務となりまして、8時50分から15時30分の勤務、その間休憩が52分ということで、時給は約2,645円、嘱託員の方は1,060円、臨時職員の方は821円という中で、2,645円なのです。確かに参与は優秀な方だと思いますし、人柄もよく、仕事ができるというふうにも聞いております。しかしながら、小樽市の財政難という状況を見たときに、やはりこの額はいささか高すぎるといって市民からも非常に多く上がっております。もし、設置規則がダメだった場合には、一般の嘱託員に準ずる額で考えていただければと思いますけれども、そのおつもりはございますか。

○総務部長

私どもが提案をさせていただきましたのは、国家公務員の再任用の管理職、その最低の金額、それに伴う管理職手当、これも最低のレベルをとらせていただいていることとございます。その年間の金額が332万円ということになります。月額にしますと30万円を切るということで、27万7,000円ということと計算させていただいておりますので、それほど飛び抜けた金額ではないのではないかなと思っておりますので、この金額で御理解をいただきたいというふうに思っております。

それで、一般職のレベルでよろしいのではないかというお話でございますけれども、単純な一般職というよりは、職責等を考えますと、やはり少しそれに対する上乗せは必要ではないかということで考えたところでございます。

○高橋（龍）委員

改めて職責という言葉が出てきましたけれども、そもそも責任とは何かと。これは辞書には自由に伴うものであると書かれております。職責といった場合には、この場合の自由というのは権限の行使に当たると私は考えております。業務上みずからで判断をし、権限を行使する上で責任というものは伴ってくるかと思われま。権限なくして責任は生じない、重責は生じないと考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長

確かに参与に関しましては、いわゆる権限のラインの中に組み込まれないということで、権限を有しない職でござ

ございますけれども、参与が持つ経験と知識を十分に発揮していただくという、そういった意味での職務としてのいわゆる責任的なものはあろうかと思えます。そういった意味合いで、特段の知識、経験を持ち合わせていない者に比べれば、そういった重責を担っているという部分はあるかということに注目をしてございます。

○高橋（龍）委員

特段の知識、経験を有していない方に比べればというのは、職員、臨時職員、嘱託員の方々に対しては失礼な言葉かなとは思いますが、そこは私は遺憾であると述べさせていただきます。

ただ、前に進みますけれども、最後になるのですが、都市経営という観点で市長は、小樽市役所、もっと言うと小樽市の経営者です。偏らず広く市民の声を聞いていただきたいと感じますし、また、一人一人が集まってまちが形成されているのです。主義主張が異なる人たちの代表として、こうして25人の市議会議員が小樽市議会というものを形成しています。いわば小樽のまちの縮図がここにあると言えるのではないのでしょうか。

市長においては新しい小樽をつくるということを皆さん期待はしています。私も市長に期待をしている人間の一人です。ただし、企業においても、また、市政においても、ワンマンなトップダウンだけではなくてボトムアップ、つまり現場、市においては市民、ひいては我々市民の代表である議会の意思をより尊重していただくことが必要になってくると思っています。現場の意見を吸い上げていかなければ、その改善点というのも見えてこない、そう感じております。

市長がやりたい改革ですけれども、改革に痛みは伴うものですが、よりよい小樽というものをつくるためには、市長と議会がお互い信頼し合って市政を運営していかなければなりません。そして、今、残念ながらですが、まだ信頼関係というのが構築されているようには到底思えません。市長にとって厳しい指摘というものの中にはあると思いますけれども、どうか真っ向から受け止めていただいて、御答弁に関してもですが、よりよい小樽をつくるために市民の目線というのにいま一度立ち返って、協力し合えればと思っています。

以上、僭越ながら提言を申し上げた次第ですけれども、市長御自身が今の議会に対してどのように感じていて、また、今後どのようにしていきたいかという見解をお伺いして、最後にしたいと思えます。市長、いかがでしょうか。

○市長

高橋龍委員がおっしゃられましたように、市民の声、そしてやはり現場の声、お一人お一人のこのまちに住む方々の思いが反映できる市政にしていく、それは大変重要なことだというふうに思っております。私自身もそうですし、皆様もそうですけれども、選挙という場を通して市民の皆様のたくさんの声を聞きこの場にいると思っておりますので、これからの市政運営においてその市民の皆様の期待に応えるために皆様とともに協力をして頑張りたい、このように考えております。

○高橋（龍）委員

済みません、最後と言ったのですけれども、一言だけ。本当にともに市政を運営していく、前に進めていくためには、もうきれいごととかではなく、本当にきちんと信頼をしてお互い協力し合っていくことが大切になってくるかと思えますので、今日も少し中断してしまったりですとか、さきのような空転ということもございましたけれども、我々議会での、また、予算特別委員会理事会の中での意見というのもまた市民の声であるということを重ねて受け止めていただきまして、今後、発言においても答弁においてもですけれども、真摯にといたしますか、真っすぐなお言葉をいただければと思っておりますので、以上、本当に生意気ながら御提言させていただきました。

私の質問は、これで終わりにしたいと思います。

○委員長

新風小樽の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井（隆行）委員

◎共同企業体除雪業務の入札等参加要件の変更について

それでは、まず、JVの2社から4社の部分について、簡単に質問させていただきたいと思うのですが、先ほど8月28日の説明会について、9月7日に市長に経過報告したという部分がありました。今、高橋龍委員からも質問があったのですが、もう一度、市長に経過報告したこの報告の内容をわかりやすく説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設部片山副参事

経過報告についてでございますけれども、除雪業務の共同企業体の説明会を開催していますということで経過報告をさせていただいています。その中で説明会の内容を市長に説明したところでございます。

○酒井（隆行）委員

説明会に参加した企業体の状況も報告されたということでよろしいですか。

○建設部片山副参事

説明会には26社が参加しているということでの報告はさせていただいていたと思います。

○酒井（隆行）委員

それを受けて7日に市長から提言があったということなのですか。機動力が落ちるということの提言があったということなのでしょうか。

○建設部片山副参事

その説明会の中で、企業体の構成条件、構成員は2社以上とするというのが要領の中に記載されておりますので、その内容も報告をさせていただいたところでございます。

○酒井（隆行）委員

済みません、もう一回聞きますけれども、7日に説明会の報告をしたのですね。26社参加しましたというその状況も説明等をしたと、報告したと。その後に市長から、機動力が落ちるのではないかと提言があったということですね。

○建設部片山副参事

構成員が2社以上ということでございますので、これは可能性の一つとしてでございますけれども、昨年のステーション体制よりも管理体制が薄くなる可能性があるということでの話がありました。

○酒井（隆行）委員

その市長の提言があって、先ほどの市長の答弁では、原部で判断をして4社以上にすることで進めているということでのいいのですか。

○建設部片山副参事

そのとおりでございます。建設部で4社以上ということで検討した次第でございます。

○酒井（隆行）委員

8月28日に説明会をやっているのですよね。このときは2社以上のJVの説明会をやっているのですよね。そこから9月7日、この間に要は2社以上から4社以上にという動きとか、何らかのことがないと2社以上から4社以上にしようという話にはならないと思うのですけれども、この間というのはどういうこと、何か経過とかあったのか、ただ単に7日の夜に市長から2社以上から4社以上に提言を受けて決めたのか、それとも8月28日から9月7日までに何かあってそういうふう判断したのか、その辺についてはどうでしょうか。

○建設部片山副参事

8月28日から9月7日の間には何も動きはございません。9月7日につきましては、市長からは少しでも多くの業者に除雪業務に携わってほしいというお話を受けてございます。そのときに4社以上ということでの話はござい

ません。

○酒井（隆行）委員

少しでも多く携わってほしいという話です、もし最初からあるのであれば、この 8 月 28 日にそういう動きがあってもしかりだと思えるのですけれども、ここが少し不思議というか理解できないところなのですが、そこをもう少しかみ砕いて説明していただけますか。

○建設部片山副参事

8 月 28 日に開催いたしました共同企業体の除雪業務入札等参加申請に関する説明会でございますけれども、これは例年開催している内容でございますので、そのときは特に変更点はございませんので、ステーションが一つ増えるという内容が大きな点でございますけれども、そのほかの要件につきましては、変更はございませんので、市長には事前の報告をしていなかったところでございます。

○酒井（隆行）委員

もう一回説明してください。8 月 28 日には 2 社の J V で説明会をやったのですよね。それで、9 月 7 日の夜に市長から提言があったと。その理由というのは、機動力が落ちるのではないかだとかという部分が含まれるという話でいくと、8 月 28 日の時点でそれはもうわかっていたことなのではないですか。気づくはずだと思うのですけれども、そこをもう一回説明してください。

○建設部片山副参事

8 月 28 日に気づいていたのではないかということでございますけれども、建設部としましては、一つ拠点が増えるということで当然業者の数も増えるということの認識ではいたのですけれども、ただ構成員が 2 社以上という要件に合致、当てはめますと、可能性として減る可能性があるということには原部としては気づいていなかったということになるかと思えます。

○酒井（隆行）委員

気づいていなかったということでもいいのですか。8 月 28 日の時点では 1 ステーション増えるであろうという部分がありますと。でも、9 月 7 日まで機動力が落ちる、落ちそうだということは気づかずにそのままやってきたということによろしいですか。

○建設部片山副参事

あくまで可能性の一つとして減る可能性もあるということの理解でございまして、我々としては当然増えるだろうという思い込みがあったということも事実でございます。

○酒井（隆行）委員

であれば、8 月 28 日の時点では 2 社以上の J V の説明会をやったと。これは誤りだったので仕切り直しでやっていきたいということでよろしいでしょうか。

○建設部片山副参事

2 社ということでございますと、従来よりも機動力が落ちる可能性がございますので、委員がおっしゃられたように仕切り直しということで進めたいと思っております。

○酒井（隆行）委員

納得ができない答弁です。何で、急にですよ、急に 8 月 28 日から 9 月 7 日だと 10 日だと思うのですけれども、その間に、これからもうあと数か月もすれば雪が降るという段階で気づかなかったからもう一回やらせてくれというのは、ルール違反だというふうに思います。

あと、これが 8 月 28 日の締切りが 9 月 16 日でしたよね。明日だったと思うのですけれども、その機動力云々という話でいくと、もし変えるのであれば締め切った状態のときを見て考えなければいけないのかなと思いますし、その前にやはりそもそものつくり、要はつくっていく段階の時点でこういうことに気づかなければいけないのですよ。

今気づいたからといって、では今年に間に合わせるようにというのは少し無理があるような、私はそういうふうな感じを受けております。この件はこれで終わりますけれども、もう少し考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎新聞報道の内容について

それから、これも 1 問だけ、昨日の新聞の件でお伺いしますが、この「定例市議会また空転」ということで「6 時間以上にわたって空転」という文章が入っています。

これは総務部長に聞きたいのですが、6 時間以上にわたって空転したその理由は、そもそも何だというふうに認識していますでしょうか。

○総務部長

中断をいたしましてから、市長が述べます言葉の原稿をいろいろと考えておまして、それを質問者でありました秋元委員とそれから正副委員長等にお示しをしながらやりとりをしていたことで時間を費やしたということでございます。

○酒井（隆行）委員

わかりやすく言うと、市長の答弁調整ということによろしいでしょうか。

○総務部長

市長と私どもが行うことを俗に答弁調整と申しますけれども、もちろん市長と私どものやりとり、市長の意向を聞いたり何だりしてそれを文字に表すという作業も入りますし、それを議会にお持ちをして、これによろしいかどうかとかという確認をいろいろととる作業、いろいろ含めて答弁調整の意味かと思えますけれども、そういったことで時間を費やしたということでございます。

○酒井（隆行）委員

少しわかりづらかったので、もう一回お聞きしますが、この 6 時間空転したその原因、それから理由については、市長サイドの答弁調整ということによろしいでしょうか。

○総務部長

市長と私のほうでもってつくった原稿のためだけの時間ではございません。議会側といろいろと折衝をさせていただいた時間が含まれてございます。

○酒井（隆行）委員

議会側と折衝している、そういう時間を何というのでしょうか。

○総務部長

議会側とのやりとりについて特段私どもは特定の言い方、それから一般的にこういうという言い方、私の頭の中では浮かんでまいりません。申しわけございません。

○酒井（隆行）委員

それでは、聞き方を少し変えたいと思います。6 時間以上空転したその理由というのをもう一回説明していただきたいというふうに思います。

○総務部長

市長が委員会再開の際にこういうこととお話をさせていただきたいという内容の文章をつくるに当たって、市長とのやりとりが一つあったと。それが一定程度といいますか、まとまったということになりますと、正副委員長、それから質問をされた委員、そちらにどうかということでお示しをして、そしていろいろと御意見をいただいて、その御意見を持って市長のもとにまた戻り、それで訂正すべきはすとかしないとかということで、そういうことをまた正副委員長 2 人に説明をしてということで、そういうことの繰り返しが何度かあったということでの時間の経過かというふうに思っております。

○酒井（隆行）委員

そういうのを答弁調整という思うのですけれども、要は何回かやりとりしたと。では、逆にお聞きします。なぜ、何回かやりとりしなければ、その答弁が出てこなかったのでしょうか。

○総務部長

ずっと質問者が昇任ということ saying していた中で、市長が転任という、「転任の部分については」と言うべきところを「昇任」というふうに言ってしまったので、その間違いがあったということで、そういったことの議事録の確認もございましたし、それから、それによってできた文章をやはり議会側でこれであれば再開をしていただけるということになるかならないかというのはお伺いしなければなりませんので、そういった意味では何度かやりとりするのが普通かというふうに思っております。

○酒井（隆行）委員

済みません、少し聞いていることからずれているような気がするのですが、要は昇任を転任と間違えていたという、これがまず一つですよね。この間違い一つに対して6時間以上時間がかかったこと、簡単な話だと思います。これだけの間違いであれば6時間もかからないと思いますが、なぜ6時間もかかるのか、そこについてもう一度答弁をしてください。

○総務部長

私どもといいますか、市長側でつくった文章の中には昇任ではなくて転任であったということを申し上げさせていただきたいということでつくりましたけれども、議会にお持ちしたところ、市長が転任という言葉を使っていないということで、この段階で転任という言葉でもって説明をされてもなかなか納得できないということも言われましたので、そういったことでのやりとりといいますか、御理解いただけないでしょうかとか、そういうことのやりとりはかなり時間がかかった部分があるかというふうに認識はしております。

○酒井（隆行）委員

済みません、要はまずこれだけのことにこれほど時間がかかるのかということですか。

○総務部長

この言葉の扱いのほかに、いわゆる謝罪の言葉が入らないのかということもございましたので、それについても何度かやりとりをさせていただいたと。そういったことをもろもろ含めまして、時間が費やされたということであろうかと思っております。

○酒井（隆行）委員

先ほど途中になりましたけれども、簡単なことだと思うのです。言葉の間違いであつたらそれはそういうふうに言っていればいい。それから、議事録というか精査はたぶんしていると思うのですけれども、なぜとまっているかという、要は議事録の精査です。聞いたことに答えていないだとか、かみ合っていないだとか、いろいろあつたとは思いますが、聞いていることにきちんと答えていけば、そのやりとりという部分はすぐ省けたと思うのです。それこそこれだけのこの文書が上がってくるまでに何回かやりとりしたのも見ておりますけれども、文書の量で言うとA4サイズ1枚分ぐらいです。A4サイズ1枚分ぐらいの文章なのですけれども、それでなぜ6時間も費やしたのかということをもう一度しっかりと答弁していただきたいと思っております。

○総務部長

申しわけございません、繰り返になりますけれども、先ほど来申していた内容をもろもろ合わせますとそういう時間になったということで、私の頭の中には今、答弁を持ち合わせてございません。申しわけございません。

○酒井（隆行）委員

いろいろ聞いてきたのですが、結果的にですよ、その答弁が出てくるまで6時間以上かかったということは、先ほど少しありましたけれども、市長の答弁調整のためにかかった6時間という認識でよろしいでしょうか。

○総務部長

市長と私ども事務方とのやりとりに 6 時間ということではございませんで、予算特別委員会の正副委員長であったり質問された方だったり理事会であったり何だりとの、そういったところでのやりとりとか、そういった会議時間とか、そういったことを含めての答弁調整ということであれば、それが 6 時間余りかかったという答弁調整であったという結果になろうかというふうに思います。

○酒井（隆行）委員

済みません、もう一回確認させてください。これは、誰の答弁だったと認識しますか。誰が答弁しなければいけないものだったのか、それをはっきりさせてください。

○総務部長

私どもでつくったのは市長が読み上げる原稿でありますので、そういう意味合いでということであれば市長の読む原稿の答弁調整であったかというふうに言えるかと思います。

○酒井（隆行）委員

そういう意味合いで先ほどから話しているのですけれども、お伝えしているのですが、そうとは捉えなかったでしょうか。済みません。それで要は、これは市長の答弁ということによろしいですよ。

○総務部長

冒頭に読まれたものは市長の答弁といえますか、発言ですけれども、別にこれは詭弁を使って言おうとしているのではなくて、議論に入っていく前の一つのきっかけとしての市長の答弁になろうかと思います。

○酒井（隆行）委員

再度これだけ確認させていただきたいと思います。その原稿をつくるために 6 時間以上かかっていたということですのでいいですね。その原稿をつくったというか、その原稿をやりとりしながらも、最後は、市長が読むために費やしたその時間が 6 時間ということによろしいですよ。

○総務部長

物理的にこの文書をつくる、原稿を練って、そしてパソコンで打ってプリントアウトする、そういう意味の時間ではなくて、先ほども申しましたとおり、議会側とのやりとりが含まれているということでもあります。御理解いただけないでしょうか。

○酒井（隆行）委員

もうこれでやめますけれども、到底理解できません。できないのですが、今回時間ですし、それから第 2 回定例会のときにやりましたドリームビーチの件もお聞きしたいという部分もありましたし、それから除雪の部分もやりたい部分もあったのですが、今日はこれで終わります。

○鈴木委員

それでは、質問させていただきます。

参与の件につきましては市長に質問するので、もめるかもしれないので後にします。

それで、除雪についてから質問させていただきたいと思います。

◎共同企業体除雪業務の入札等参加要件の変更について

今回、先ほど皆さんがお聞きしていたように、小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請受付の中止という通知を出そうとしているわけではありますが、まず一つお聞きをしたいのは、この入札の共同企業体を 4 社にすると、こういう指定の仕方が複数にしてくださいというのはよくありますけれども、今まで 2 社以上ということではありますが、4 社とか例えば 6 社とか 7 社とか、そういう数字を指定することは別に問題はないのですね、入札的には。

○建設部片山副参事

業者数を指定することについては、最初の決め事でございますので、特に問題はございません。

○鈴木委員

それで、先ほど答弁を聞いていまして、きめ細やかな除雪をしたいということでありまして、今までは企業体の、要するに応札していただく J V に関しては、その地域を任せるに当たって重機等やオペレーターや人がきちんと満たされているかが条件なわけでありまして、それで応札していただいているのですよね。これは、4 社にすると、その条件は、4 社になればそれが充実するというお考えということですか。

○建設部片山副参事

人員、それから重機の手配についてでございますけれども、業者数が増えることによって 1 社当たりの負担の軽減になるという理解でございます。

○鈴木委員

それで、小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請書提出要領で、構成できる企業体数ということで、一つの企業は複数の共同企業体の構成員になることはできないとありますが、確かに J V の中にダブって入れないのですけれども、今回、一つの J V で複数のステーションを入札することができますか。

○（建設）雪対策課長

あくまでも私どもが考えてございます、各ステーションで機械の配備を満足にできる J V であれば、一つの J V で要するに二つの地域を除雪することは可能と考えてございます。

○鈴木委員

ということは、大きい強い、力のある業者が例えば固まって複数のステーションをとるということも可だということにもなりかねないということだと、最初に言っていました数を、何とか皆さんの業者を参加させるという目的と合わないの、この点を変えることはないのですか。

○建設部片山副参事

あくまで目的としては、しっかり除雪に取り組むということでございますので、少しでも多くの業者に携わっていただきたいというのが趣旨でございます。今の一つの J V が複数の 2 か所のステーション除雪を行うことも可能でございますけれども、その点については変更する考えはございません。

○鈴木委員

先ほど来から出ていますとおり、拙速というか、本当にこれから入札が行われるときにこのような混乱するような事案を出すということは解せないのですね。それにつきましては、もう一回よくお考えいただきたいということでもあります。

◎除雪ステーションの区域の見直しについて

資料請求をしていますので、その件で少しお話をさせていただきます。私は、資料請求をしておりまして、除雪の件で、前の 6 ステーションあるときの形を出していただきました。それで、今回の除雪に関しまして、市長公約でもありますけれども、その重大要項、要点というのは何ですか、除雪をするための。

○建設部片山副参事

重大要項といいますか、きめ細やかな除雪を行うということで、ステーションを一つ増やすことによって機動力を上げて、きめ細やかな除雪につなげるということでございます。

○鈴木委員

それでは、この 6 ステーションの図からいただいた 7 ステーションがある図になりますけれども、これは市内全体を動かさないで、この第 3 ステーションと第 2 ステーションを切り取った形で第 7 ステーションをつくるという意義は何ですか。

○（建設）雪対策課長

この除雪のステーションの区域の見直しにつきましては、全市的なある程度データといいたいでしょうか、作業量ですとか苦情の件数ですとか、また、路線の延長、こういったものを調べた中で、やはりこの第 1 ステーションから現状の第 6 ステーションまでの間の中では、それぞれにその作業量なりに差異があるという認識でございまして、基本的には全市的な見直しをまず進めていくというのが最終目的でございます。そういう状況にございまして、平成 27 年度につきましてはまず何かできることからというところで、特に市民の声、要望等が多いこの第 3 ステーション、こちらにつきましては、受け持つ路線の延長も比較的多いという状況もございまして、まず段階的な取組として、この第 2 ステーション、第 3 ステーションの間に新たな除雪拠点を設置することで、このエリアの改善を図るということでございます。

○鈴木委員

御説明の中に、第 7 ステーションを設けたのは、このエリアで苦情が多いということも私どもは聞いているわけですよ。

それで、この J V の一覧というのをもう一つ資料要求をしています。そうしますと、第 3 ステーション、それから第 2 ステーション、これを切り取って第 7 ステーションをつくるわけでありまして。先ほど言ったように、苦情が多いということで、仮に第 7 ステーションの入札をかけます。そして、この第 7 ステーションを本来やっていた方、二つ業者がたぶんあると思うのですけれども、ここがそこに入った場合、指導をしますか。要するに、あなたたちは評判が悪いからしっかりとやってくださいということをするのですか。そういうことをお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

業者への指導の御質問でございますけれども、まず、この拠点の増設につきましては、1 ステーション当たりの受け持つ路線を、エリアをコンパクトにして目が行き届くようにするというところを目的としてございまして、それゆえにある程度の改善は図られるのではないかと考えてございまして、委員の御指摘のとおり業者の除雪の仕方による、それに起因する苦情もあろうかと思えます。私どもは今回、ここに新たな拠点を設けまして除雪を進めていきますが、市民へのサービスの低下、若しくは苦情、こういったものが少しでも改善が図れるように、しっかりと現場でも管理していきたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員

例えば、今言ったような形で、入札された J V がやったとして、指導しなくて、そうやって見回ってパトロールして指導ができるというなら、本来 6 ステーションでいいのではないですか。しっかりと指導できるということであれば、あえてこの第 7 ステーションをつくる必要があるのですか、500 万円上乗せして。

○（建設）雪対策課長

私どもの指導で一定程度の除雪のこの対応の向上というのも今後図っていききたいとは思っているのですが、今回はやはりこの拠点を一つ設けることで、その受け持つステーションの受け持つエリアがコンパクトになることで、ステーション側といいたいでしょうか、業者側のほうも行き届いた形で対応できるということを期待しているところでございます。

○鈴木委員

今のお話ですと、第 7 ステーションが、新たにできるところで、万が一そういう入札で同じところがやったときには、そこは面積が少なくなると考えていいということですか。

○（建設）雪対策課長

今回の見直しで考えておりますのは、今までの第 2 ステーション、第 3 ステーション、このエリアの中に新たに第 7 ステーションとして一つの拠点、要するにエリアを三つに分けるということでございますので、従前よりはそれぞれのステーションが受け持つ面積といいたいでしょうか、エリアは小さくなるというふうに考えてございます。

○鈴木委員

除雪については、これで最後の質問にしますけれども、そうやって持ってきた今回の、本当に自信を持って絶対大丈夫と言ってくれるのですか。それをしっかり言っていただかなければ、我々としても不安がいっぱいなのです。

○（建設）雪対策課長

今年度の除雪についてでございますけれども、新たに区域を設けるということで、少なからず新しい業者の参入ということもありまして、戸惑いのある部分も考えられますけれども、私どもとしては実際に冬に入るまでの間の中で、これまでこのエリアでいろいろと寄せられていた苦情の内容ですとか、そういったことを事前に業者の方々に周知をしていただき、また、今年度私どもも管理体制の強化を図っていきますので、なるべくステーションに向いて行って細かな指示を出すということで対応をしていきたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員

◎参与について

それでは、質問を変えます。

参与についてお聞きしたいと思っています。

まず、市長にお聞きしたいのですけれども、この第3回定例会では、参与についての取扱いということで議案を提出していただいています。この提出した趣旨というのは、参与の是非を問うということで考えていいのですか。

○（総務）秘書課長

議案として出させていただいた趣旨といたしましては、まず1点、第2回定例会における議論、意見等をまず参考にしたという点が1点でございます。その部分で規則や条例によって位置づけを明確にすべきという点でございます。

2点目といたしましては、参与の活動がスムーズにいくようにということを内部で検討した結果、嘱託員である参与から非常勤の参与、任用から委嘱という取扱いという形にしたものでございます。

○鈴木委員

今、秘書課長がおっしゃったけれども、どうやったら使いやすくなるというか、要するに動きやすくなるというのは、どこに表れているのですか。

○（総務）秘書課長

鈴木委員のどうやったらということの問いでございますけれども、まず、参与は市長の政策アドバイザーという点がございまして……

（「どういうところに使いやすさが表れているのか」と呼ぶ者あり）

どういうところに使いやすさが表れていくかということの質問でよろしいでしょうか。どういう点に使いやすさがあると。

まず、この点につきましては、市長の政策アドバイザーであるという位置づけから、嘱託員の勤務時間等がございましたので、その枠を取り除いて非常勤というような形でもっての勤務条件という形に変えさせていただきました。

（「だからどうなのということ。わからないですか」と呼ぶ者あり）

○総務部長

現行の参与につきましては、一般のいわゆる嘱託員という位置づけでございますので、勤務時間が終わりの時間が15時30分ということで非常に限られておりまして、夜の会議ですとか、それから土・日曜日の出勤とか、そういったことは原則的には認められないということになるわけで、非常に勤務状況が限られたということでございます。それを現在提案させていただいております参与という位置づけの特別職ということで委嘱させていただくという格好になりますと、それについては勤務時間に定めがないということでございますので、市長が必要とする場合、そ

れから我々が補助機関としてアドバイスも必要だなとかというときに、原則的にはどんなときにでも出てきてもらえるというような、そういうメリットがあろうかというふうに思っています。

○鈴木委員

私ども自民党は、その参与そのものの必要性というのをやはり説明不足で理解しておりません。給与等にしても、今回、再任用の国家公務員ということで、これも前回の A L T に並びよく理解ができない、そういう状態でありませぬ。そういった中で、現状、参与報酬は流用という形を使われております。済みませぬけれども、流用について手短かに述べていただけますか。

○（財政）財政課長

一般的な流用ということによろしいですけれども、流用は予算が何か必要な事業があったときに、普通は補正とか流用という形があるのですが、流用につきましては予算のあるものが不足している部分について、あるところから持ってきて予算措置するというところでございます。

○鈴木委員

先ほど高橋龍委員が市長に聞いておられました。参与が否認されたらどうするのだというお話で、市長はそうされても、そうならなければわからないというか、それから考えるというお話でしたが、この流用ということは今も続いているわけでありませぬ。そういった中で当然この流用というのは、「予算の流用とは、既定の予算の金額を相互に融通して使用することであって、歳出予算についてのみ生ずる予算執行の手段である」、そして「予算の不足を補う例外的な手段であり、無制限に認められるものではない」ということでありませぬ。そして、この流用については極力軽微に行うべきということなのですね。

それで、お聞きをしますけれども、市長は参与が今回もし議会で否決された場合、この流用という形をそのままお使いになるのかもしれないです、それはわかりませぬけれども、流用というのは今言ったように各部署が自分たちの判断で決裁を受けて、合議をしてまた財政部で決裁をするのですね。もし議会で否決された場合、当然部長の皆さんはもう何十年もこちらでやっているわけですから、議会で先ほど言った是非が否決されたときに、この流用ということ自体は市長に、軽微ではありません、重大な事項なので、これは流用できないのではないのですかということになるとは思うのですけれども、その認識は、財政部長、どうなのですか。

○財政部長

既にこの流用については、実施されてございます。ですから、それ自体は生きているというか、来年 3 月の分までとして一度流用してございますので、その部分については現在のところは生きている状況にあるというふうに思っています。

○鈴木委員

そこで、小樽市財務会計規則というものの第 14 条を読んでいただけますか。なければいいです、私が読みませぬ。いいですか。ここには歳出予算の流用というのが第 14 条で書いてあります。「部長等は、予算に定める歳出予算の目又は節間の流用を必要とする場合は、財務会計システムによる処理により出力した予算流用要求書を財政部長に提出し、その承認を受けなければならない」というふうに書いてあります。これで間違いはないですか。

○財政部長

条項としては間違いはないです。

○鈴木委員

それで、私は、この資料をもらいました。予算流用要求書です。これが先ほど財政部長が言った、既に行っている流用ということでありませぬ。金額が 357 万 2,632 円、しかしこの第 14 条には「財政部長に提出し、その承認を受けなければならない」とありませぬけれども、財政部長、それから次長に斜線が入っています。これはどういうことですか。

○(財政) 財政課長

予算の流用につきましては、専決規程で財政課長となっておりますので、財政課長までとなっております。

○鈴木委員

ということは、部長の決裁は要らないということですか、これは。

○(財政) 財政課長

財政課長までが専決規程でございますので、財政部長までは要らないということであります。

○鈴木委員

ということは、流用そのものについて議会意思を今度突きつけられるというふうに思います。その結果がどうであるかはわかりませんが、ということで、例えば今までの流用分、それはもう決裁したからしょうがないというのかもしれませんが、軽微な流用ではない、そして我々議会の意思として、何かの判断を下すわけでありまして、ここから先、確かにこう書いてあるけれども、それで済むのかという考えもあります。それから、来年 4 月になりまして、例えばまた参与報酬をもし流用の形で予算措置するとしたら、当然そのことが出てくるわけでありまして、そういうことについて、全く今の段階になってから考えるということではいけないということをおっしゃるのですけれども、その点について市長はどうお考えですか。

○市長

先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますけれども、今それこそ、この議会でそれについて皆様から御指摘、御意見をいただいているところだと思いますので、まずその結果を見てということだったと思います。

○鈴木委員

市長としましては、今回、予算特別委員会の中でこの議会に対して、どちらかというとあまり重きを置いている感じには見えないのでお聞きをしたのですけれども、そういうことで議会意思がしっかり表された場合には、やはり周りの方、よく知っている方がこういうことはしっかりと受け止めなければいけないというお話をしていたかなければいけないと思うのです。何でもやりたいからできると。確かにできますよ、流用は。しかし、これが道義的、そして対議会としてそれでいいのかということをしっかり説いていただきたい、そう願うわけでありまして。

最後に先ほどのとまった件、1 点だけ。

酒井隆行委員も聞きましたが、市長が謝った形には確かになっておりませんが、遅れた原因は秋元委員にあるわけではありません。私は、それは確信をします。

そういった中で、どうしても先ほど言ったことは会議録に残るのですよね、はっきり言って。秋元委員が遅らせた。それは看過できないのですけれども、その点だけでもしっかり削除していただけませんか。

○市長

先ほど佐々木委員からお話をいただいたときに答弁をしたとおりでございます。

○鈴木委員

そうですね。そうしますと、市長から我々にいただいた遅れたてんまつというか、自分なりのそういうのは一体何だったのでしょか。それは市長がつくったのではなく、誰かがつくって、そして自分は不本意だけれども、これを出しさえすれば、この場が繕うというふうに思ったということですか。

○委員長

答弁はいかがですか。最初に答弁された文書についてですけれども、いかがですか。

○総務部長

申しわけございません、はっきりと質問が聞こえなかったものですから、もう一度お願いできますでしょうか。

○委員長

質問がよくわからなかった、はっきり聞こえなかったということで、もう一度お願いします。

○鈴木委員

はい、わかりました。それではさせていただきます。

この前いただきました「改めて先ほどの答弁の訂正をさせていただきます」というくだりの文と、それからもう一つ、我々は、とまった中でいただいています。その中には反省の弁はございませんが、このとまったというてんまつについては書いてあります。そして、その内容としましては、質問を受けたことについて時間がかかって答弁したということでもあります。ということは、例えば、これがとまって30分とかそのぐらいで答弁を返していただければ、別にそんなにとまるわけではないということを行っているのです。それを長くとまったのは市長サイドのせいであり、秋元委員のせいではないと、それははっきりしておりますので、秋元委員が遅延の原因になったということを先ほどから何回も述べていますけれども、違うのですから訂正してくださいということです。

(「先ほどされた質問と同じ質問ということですか、今のは。繕うという言葉だったかと思うのですが、それについて」と呼ぶ者あり)

○委員長

委員会が遅れたのは秋元委員のせいではありませんねと。

(「前段でされた質問と同じということでもいいですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

前段の部分は、そこが繕えると、文書で繕えると思ったのかということですか。それで繕えるのかと思ったのかということですか。

○市長

それらの、先ほどお話しされていた答弁調整という部分でしょうか。それについては、理事者も含めて誠意を持って対応させていただいたということでございます。

○鈴木委員

聞いている内容は、答弁調整をするに当たって、秋元委員が口火であった質問ではありますが、市長サイドでその答弁を即答できないということでもとまったわけでもあります。ですから、秋元委員の質問が悪いのではなくて、答弁できない市長に責任があるのではないですか。それは当委員会の中でも、皆さんそういう意見であります。その点、そこまでお話をしても御理解いただけないのですかということを行っているのです。

○市長

それについては、先ほどの繰り返しになりますけれども、佐々木委員のときにやりとりをしたとおりのことでございます。

○鈴木委員

いろいろ手だても考えましたけれども……

○総務部長

申しわけありません。

私、回想いたしますと、市長があの場合でもって言い間違いをしたときに、その場合でもって言い間違えましたということではっきりとすれば、たぶん時間をそのように費やす、たとえ中断しても費やすことはなかったのかというふうに感じております。それが、その場でなかったものですから、中断をした際にいろいろと切り出す、再開をして切り出すためには、いきなりいかにも訂正したかのような格好で入るわけにもいかないもので、いろいろと文章を整えて議会にもお諮りしなければならないということがあったので時間を費やしたのだということでありまして、委員が今おっしゃったことに関しての答えは、そういった意味では、その場ですぐ訂正できればよかったです。

というふうには思っております。その訂正のことにつきましては、文章で何とかということでも市長としても誠実に対応させていただいたということで理事会等にもお伝えした記憶がございます。

○鈴木委員

では、総務部長に、あえて聞きますよ。総務部長は、今回のこの遅れたことは総務部長の認識として秋元委員のせいだと思いののですか。

○総務部長

私としては、一人、秋元委員のこと、それからまた一人、市長の原因というふうには申し上げられません。

○鈴木委員

そうしたら、言い方は悪いですがけれども、秋元委員のせいではないということがどうしても議事録から削除できないのは、先ほど言ったように、市長がそう思っているからということですね。ですから、そのお考えに変化がない以上、例えばこのことを何回言っても変えられることはないと思います。

しかしながら、我々予算特別委員会の理事にしろ、そして委員にしろ、いろいろなお話をしました。この件もお話をしました。そういった中で市長がああいった形で答弁というか文書をいただいて真摯に向き合っているというのはなかなか感じられなかった中で、ただそういう文書を出してきて繕ったのかと、それを先ほどお聞きをしたわけでありまして。しかしながら、実際再開をさせていただきました。そして、今後も審議を続けていきます。しかしながら、本当に疑念が残る。今この時点でこれだけ言っても、事実を突きつけても、その考えが変わらないということに対して私は落胆をして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長

答弁はよろしいですか。

○鈴木委員

いいです。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。